次に、原子力発電について申し上げます。

愛媛県におきましては、8月12日に四国電力伊方発電所3号機が再稼働しました。 今回の再稼働は、新たな規制基準に基づき、原子力規制委員会による厳格な審査を経 て行われたものと認識しています。

また、鹿児島県におきましては、川内原子力発電所 1、2号機が既に再稼働していますが、三反園新知事が九州電力に対し、熊本地震の影響を考慮し、原子力発電所を直ちに停止して安全性の点検を行うことなどを要請しました。九州電力はこの要請に対し、即時停止は行わず、次の定期検査時において特別点検などを実施することを 9月5日に回答しました。

一方、玄海原子力発電所3、4号機につきましては、現在、原子力規制委員会による規制基準への適合性審査が行われているところです。九州電力からは、9月6日に玄海原子力発電所においても、川内原子力発電所で実施される特別点検をベースにした点検を実施すると説明がありました。

県といたしましては、今後、玄海原子力発電所の再稼働に関して、様々な観点から の意見や専門的なアドバイスをいただくための委員会の設置を検討してまいります。

いずれにいたしましても、審査後の手続に係る対応につきましては、原子炉の設置 変更許可が出て国から相談があった段階で、まず国の考えをしっかりと確認した上で、 先行する事例における関係者の対応状況も参考にしながら、県としての考え方を整理 していきたいと考えています。

また、原子力災害対策につきましては、これまでも、国の原子力災害対策指針の改定等を踏まえ、県として必要な地域防災計画の修正を行い、関係市町をはじめ、関係市町内の医療機関、福祉施設、学校、保育所、幼稚園に対して避難計画の策定を支援してまいりました。今年3月には福岡県を経由して避難することについて、福岡県と合意に至ったほか、離島からの避難に係る協力要請について、佐賀県旅客船協会との協定を締結するなど、県民にとってより安心できる避難計画となるよう不断の見直しを行っています。

10月に予定している原子力防災訓練におきましては、熊本地震を踏まえ、「予定している避難経路が地震によって通行不能となった場合」や「地震により家屋が損傷し、自宅での屋内退避が困難となった場合」を想定した訓練も実施することとしています。

予想される事態への対応力を高める訓練を実施するとともに、訓練の結果を避難計画にフィードバックしていきたいと考えています。

今後とも、原子力発電につきましては、安全性向上に向けた取組を国や事業者にしっかりと求めていくとともに、災害対策の充実に努めてまいります。